

平成 29 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 9 月 25 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	山口 大二郎 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月 淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 54 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 55 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 56 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 57 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 議案第 58 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 議案第 59 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 60 号 平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出

- 決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 61 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 62 号 平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 63 号 平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 64 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 陳情第 3 号 東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第 68 号 「非核平和の町」宣言について
- 日程第 15 議案第 69 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 17 議員派遣の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 39 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 54 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 2 議案第 55 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 議案第 56 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 54 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 2、議案第 55 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 3、議案第 56 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。以上 3 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 54 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長の出席を求め、産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後、総務課長、財政管財課長の出席を求め、委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3577 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 2674 万 7000 円とするものである。

歳出の主なものは、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修業務委託料など 774 万 3000 円、民生費の前年度精算返還金など 1072 万 1000 円、町道里一ツ石線改良工事など 1050 万 3000 円、歴史民俗資料館空調設備改修工事など 910 万円などである。

歳入の主なものは、国庫支出金 785 万 1000 円、町税 1972 万 2000 円、普通交付税 443 万 4000 円、繰越金 910 万 5000 円などである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 55 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、税務課長の出席を求め、委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 148 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 3257 万 5000 円とするものである。

歳出の主なものは、退職被保険者に係る療養給付費交付金前年度精算金 129 万 2000 円、歳入の主なものは一般会計繰入金 9 万 1000 円、前年度繰越金追加 129 万 2000 円などである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 56 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2092 万 9000 円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 2617 万 1000 円とするものである。

歳出の主なものは償還金 2010 万 8000 円、保険給付費 60 万円などであり、歳入の主なものは、前年度繰越金 2010 万 8000 円などである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認めます。

次に、これから議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号の討論を終わります。

これから、議案第 54 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 54 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 55 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 56 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 57 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 58 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 6 議案第 59 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 7 議案第 60 号 平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定

の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 8 議案第 61 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 9 議案第 62 号 平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 10 議案第 63 号 平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 11 議案第 64 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 12 議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 4、議案第 57 号平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 5、議案第 58 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第 59 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 60 号平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 61 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 62 号平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 63 号平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。吉永決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（吉永秀俊君）

それでは委員会審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 57 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 15 日、19 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について各課長の出席を求め、委員会を開催しました。

平成 28 年度一般会計の収支状況は歳入総額 52 億 8608 万 1000 円（対前年度比 2.4%減）、歳出総額 51 億 2918 万 1000 円（対前年度比 2.1%減）となり、形式収支は 1 億 5690 万円、翌年度へ繰越すべき額 4442 万 9000 円を控除した実質収支は 1 億 1247 万 1000 円（1693 万 4000 円増）である。また、実質単年度収支についても財政調整基金からの取り崩しはなく、前年度より 712 万 6000 円増の 1779 万 4000 円となっている。

本町は依然として地方交付税、国県支出金、地方債などの依存財源（構成比 74.4%）に頼る財政状況であり、特に人口が基礎となる地方交付税は今後も引き続き減額され、厳しい財政運営を強いられるものと想定されるので、国県補助事業、ふるさと納税などへの積極的な取り組みと、歳出においては事業の選択と集中が望まれる。

慎重に審査し、採決の結果、まちづくり支援交付金において、町補助金交付要綱・規則との整合性を欠く不適切な支出等があったとの理由で、賛成少数、不認定とすべきものと決定しました。

次に、

1 付託された事件

議案第 58 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 19 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、町民課長、税務課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入は14億6468万円（前年度比1780万1000円減）、歳出は14億448万8000円（前年度比2161万6000円減）で実質収支は6019万2000円、実質単年度収支は2年連続財政調整基金の取り崩しはなく398万円（前年度比1837万3000円減）である。

また、長年伸び続けていた医療費は、平成28年10月からの社会保険適用拡大の影響等で、総額9億9735万7000円（対前年度比5.89%減）となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、高額医療費抑制のため特定検診、保健指導等の更なる推進を求める意見がありました。

1 付託された事件

議案第59号 平成28年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成29年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、町民課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入総額8億2507万3000円（対前年度比905万9000円減）、歳出総額7億9481万7000円（対前年度比514万7000円減）、実質収支3025万6000円、実質単年度収支3812万9000円の黒字となっており、昨年に引き続き5233万5000円の基金積立が行われていた。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第60号 平成28年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成29年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

平成28年度は実質的な事業は皆無で、歳入総額は36万4000円、歳出総額は5万6000円で、30万8000円が次年度繰越金となっている。また、平成28年度末基金残高は4719万1000円である。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第61号 平成28年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成29年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、水道課長、建設課長、会計管理者の出席

を求め、委員会を開催しました。

歳入総額は5億2768万円(対前年度比8800万7000円減)、歳出総額は5億203万6000円(対前年度比1億174万3000円減)で実質収支は2564万4000円、実質単年度収支は3967万円の黒字となっている。

水道料金が主である営業収入は1億3731万5000円で、水1m³あたりの営業収支は見かけ上2円11銭の黒字となっているが、これは、公営企業法適用のための打切決算により未払金が生じたため、実質的には3年連続の赤字収支である。

なお、今年度より公営企業に移行したので、早期の独立採算を目指し、更なる効率化に努められたいとの意見がありました。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第62号 平成28年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成29年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、水道課長、建設課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入総額は3615万6000円、歳出総額も3615万6000円で、歳入歳出差引額及び実質収支は0円である。今年度も新規建設事業はなく、維持管理業務が主体の事業費となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第63号 平成28年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成29年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、水道課長、建設課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入総額は679万2000円、歳出総額は679万1000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1000円である。今年度も新規建設事業はなく、維持管理業務主体の事業となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第64号 平成28年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成29年9月19日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、水道課長、建設課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入総額は3億8727万5000円(対前年度比6042万2000円減)、歳出総額は3億8507万2000

円（対前年度比 6125 万 2000 円減）で歳入歳出差引額と実質収支は 220 万 3000 円となり、実質単年度収支は 83 万円の黒字である。

年度末の供用開始戸数は 1,165 戸、公共下水道処理人口普及率は 88.4%、下水道処理人口接続率は 73.1%である。

年度末公債費残高は 24 億 5187 万 5000 円（対前年度比 2502 万 2000 円増）で、今後の全町的財政課題である。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 19 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、財政管財課長、健康ほけん課長、町民課長、会計管理者の出席を求め、委員会を開催しました。

歳入総額は 9927 万 7000 円（対前年度比 216 万 3000 円増）、歳出総額は 9826 万 7000 円（対前年度比 178 万 4000 円増）で実質収支は 101 万円、実質単年度収支は 37 万 9000 円の黒字である。

被保険者 1,511 人の医療費総額は 16 億 7492 万 3000 円、被保険者一人当たりの年間給付額は 101 万 8000 円（対前年度比 Δ2.4%）で依然として高額で推移している。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 2 分）

再開（午前 10 時 3 分）

○議長（後城一雄君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 57 号について質疑を行います。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

それでは決算審査特別委員長にお尋ねをいたします。

この委員会に私も委員として出席をさせていただいておりますが、確認のため 2 点伺います。

まず、下段の下から 3 行目のところなのですが、1 点目はまちづくり支援交付金について、町補助金交付要綱・規則との整合性を欠く不適切な支出等があったとの理由で不認定という報告をされておりますが、まず、具体的な不適切な町補助金交付金要綱、そして規則の整合性を欠く部分というのを具体的にお示してください。確認します。

2 点目につきましては、賛成少数と書いてありますが、この賛成少数にはどのような意見があったのかを伺います。以上 2 点伺います。

○議長（後城一雄君）

吉永決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（吉永秀俊君）

まず、1 点目ですけれども、これは森議員もお聞きになっていたとおり、ここに書いている以上の具体的な意見はございませんで、ここに書いてあるとおりでございます。

2 点目につきましては、これはまちづくり交付金の支出において、特別委員会でも事実誤認があったというようなことを述べられた意見があったのではないかとというふうに思っております。私の記憶もあまり定かではありませんけれども、森議員も直接それはお聞きになっていることだと思いますので、自分でも確認をしていただければ幸いです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

1 点目につきましては、書いてあるとおりということで良いんですが、2 点目につきましては、私が言った発言ですので、全く違う発言を今委員長はされました。そのことは一切一言も言っておりません。記憶が非常に定かではないということなんですね。もう少しこの辺のところは、どういった意見があったのかというのは、質問をされる想定をしながらそこに、壇上に立つべきではないのかなと思っております。

私は監査委員さんの意見をそのまま読んだつもりです。それ以上のことは言っていません。したがって、適当な、いい加減な答弁をしてもらったら困るんです。しっかりとした形の中で答弁を求めたいと思います、今後ですね。以上です。

○議長（後城一雄君）

吉永決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（吉永秀俊君）

2 番目の件につきましては、私も先ほど申しましたように記憶が定かでございますでした。質問をされて、賛成討論をされたのは本人でございますので、本人さんがおっしゃたとおりであると私も思います。

○議長（後城一雄君）

あと質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認め、議案第 57 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 58 号から議案第 65 号まで、8 議案一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑願います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認め、議案第 58 号から議案第 65 号についての質疑を終わります。

これから議案第 57 号について討論を行います。

まず始めに、原案について賛成者の発言を許します。3 番議員、岡田伊一郎君。

○3 番（岡田伊一郎君）

私はこの決算は認定に賛成であります。決算は、行政効果の客観的判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用を主にすることでありまして、その結果を町の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるという将来に向けての前向きの意義を私は認め、この決算は認定に賛成であります。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案反対者の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は、議案第 57 号平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定に反対であります。

反対理由は 2 点。1 点目、株式会社彼杵の荘の株配当金 15 万 9160 円がありました。昨年 6 月、株券 200 万円を株式会社彼杵の荘に譲渡していなければ、今年度以降も高い配当金が見込まれるわけです。町の財政状況から見ても株券を譲渡する必要性も必然性もなかったと言えます。町に大きな損失を与えた行政であったと断定せざるを得ません。また、町の公共的施設である道の駅の管理運営、とりわけ株式会社彼杵の荘の運営に意見、提言の機会をひとつ失くしてしまったことは、重大な失政であったと言わざるを得ません。金額にカウントできない大きな損害を町民に与えた行政でありました。

2 点目、平成 28 年度まちづくり応援交付金をはじめとする補助金等審査特別委員会の報告にもあったように、赤木の棚田と自然を守る会、菌ちゃんいっぱいふやし隊、東彼杵できのくに子どものサマースクール実施を支える会など、まちづくり支援交付金交付要綱に抵触している団体に交付金交付は認められるものではありません。団体 5 人以上の町民による組織、これに抵触しており不適切な交付であったと断定せざるを得ません。また、ひがしそのぎ七夕まつり実行委員会への 28 年度事業においては、収支精算書に協賛金や縁日売上金が計上されていませんでした。計上されていれば、町からの補助金は少なく済んだこととなります。また、自治会長や区長の名前が承諾されていないにもかかわらず、名前を無断で使用したこと。これは健全な事業団体であったとは認定しがたく、このことを見逃していた町当局、特に町長の監督責任は厳しく問われるものであります。この他にも補助金返還を求める事業が、特別委員会でも指摘されておりました。27 年度の一部事業を除き今だ実行されておられません。以上の理由から反対であります。

○議長（後城一雄君）

次に、原案賛成者の発言を許します。1 番議員、堀進一郎君。

○1 番（堀進一郎君）

私は原案に賛成の意見を述べます。

まず、私見から申し上げますけど、決算認定とは、決算を正当なものとして確認することであり、すなわち決算の内容となっている予算の執行及び出納の実際の事務処理は、一応 5 月 31 日までに完了しておりますが、これを決算として確定する行為が決算の認定であると私は認識しております。それには、決算書に相するべき附属書類として証書類、収入支出の明細書、あるいは政令で定める書類、歳入歳出決算の事項証明書、あるいは実質収支に関する調書、また、財政に関する

調書等である。更に主要な施策の成果として説明する資料、これは町長に委ねてありますけども、その他に監査委員の意見を含めて行われるものでございます。そういうことから、今回の平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件について、結果、今回の審査の中で、一部事務処理の件で疑問点がありましたが、執行部の詳細な説明によって法による行政の長の執行権に属するものと理解し、今後の改善、検討を求める私見として処理を求めるまでにあて、決算認定については、予算の執行、事務処理、財産管理、全て精査の結果、適正に執行されていることを認め、認定することで賛成意見といたします。

○議長（後城一雄君）

次に、原案反対者の発言を許します。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

まず、まちづくり支援交付金につきまして疑義が生じたということは事実であります。それぞれ規則要綱等は重複しますが、簡略にいきますけども、疑義等がございました。これにつきましての町長の答弁を振り返ってみますと、それをお認めになられた部分もかなりあったかに記憶しております。

まず、私たちの特別委員会の報告書なるものは、議長宛に提出した報告書であります。これはいわゆる公開と言いますか、公表はされておられません。この公開されていない報告書に対して修正を求める請願とか、議会に対しての要望がございましたけども、これはいったい私たちの目的はそういうことではなくて、町民を責めるとかいろいろな意見がございましたけども、私たちはそういう意図はありません。我々の最大の目的は、公金がいかに適正適応、公平公正に交付されたか、支払われたかと、そういったことを我々の役割としてただけであります。決して、まちづくりとかそれに係わる人たちを否定しているつもりは全くございません。今後、この交付金の支出が適正適応、又は公平公正に支払われることを期待して、私はこの意見を述べています。これを仮に私たちが容認するということになりますと、今まで私がやってきた全てのことを否定することになります。まさに自己矛盾です。よって、どうしても容認するには至りません。したがって、不認定といたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、原案賛成者の発言を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

私は、今回の平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件について賛成の討論を行います。基本的には、先ほど岡田議員が述べられたことについての賛成討論の内容が、基本的な考え方を持っております。更には、ここに監査意見書ですね、決算を審査した意見書というのがありまして、これの審査基準、監査基準というのがそれぞれ 8 項目ございました。それぞれ内容がしっかりしたものであって、1 番目については、歳入歳出決算をはじめ附属書類は、関係諸帳票と符合しており、計数は正確であったのか。2 番目については、収入支出は法令に適合して行われていたのか。あるいは違法性なもの、違法、不当なものはなかったのかというのを調査されております。また、3 番目につきましては、歳入の確保については、最善の措置が執られていたのか。4 番目は、予算執行はその目的に沿って効果的、且つ的確に行われたか。そして 5 番目は、財産管理は適正に行われていたか。6 番目は、財政運営は健全且つ正確になされているのか。そして 7 番目は、不納欠損

は適正に処理されたのか。そして最後には、工事補助事業の事務は適正に処理されていたのかということに基づいて審査されたと思います。私も、この8項目を基準に実は審査をさせていただきました。審査した中で、それぞれ6項目、注意を促す事項、これについてはあったかと思いますが、基本的には歳入歳出に関して、総括意見にも書いてありますとおり予算の執行及び財産に関する事務や財産管理についても、適法且つ適正に執行されていたことを概ね認めるということで、監査委員さんも認めていらっしゃると思います。私も同様にこれを認めるべきだと思っております。そういう考え方であります。以上、賛成討論を終わります。

○議長（後城一雄君）

原案に反対者の発言を許します。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

私は委員長でしたからあまり発言をしなくなかったんですけど、今年の決算認定は、明らかに結果がわかっているのに、なぜ討論をしなければいけないかということ自体が不思議でなりません。

まず第一に、まちづくり支援交付金支出において、町長が一般質問や特別委員会の答弁で、一部不適切な補助金支出があったと。だから要綱あたりの改善をしなければいけないと町長が認められているんですよ、不適切な支出があったと。そして、お試し住宅では、実施設計を入札の後にやって、これも一般質問の答弁に、もっと精査すれば支出もしなくてよかった、余分な支出があったと町長が答弁をされているんですよ。こんな明確な理由がどこにありますか。普通反対でしょう。町長がしていないと言って議員が攻めるのが普通なんですけど、今回の場合は町長が非を認められているんですよ。それを議会が擁護する。私、こんな議会は良いのかなという気がいたします。非を認められた町長。これはここにいる課長の皆さんも、我々議員も全部その発言を聞いているんですから。証人がいるわけですから。これは町長もえらいと思いますよ。自分の非を、勇気をもって非を認められているんですから。今年度の決算は、私は、結果は町長自らがおっしゃっているとおりなんですよ。町長が認められているんですから。そういうことで私は不認定といたします。

○議長（後城一雄君）

原案に賛成者の発言を許します。6番議員、立山裕次君。

○6番（立山裕次君）

私は賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、まちづくり支援交付金、あるいはお試し住宅等の話がありますが、まず、町民のためになっているのかなっていないのかということと考えますと、町長が非を認めたということも一部ありますが、全てにおいて疑義がないとは言いませんが、町民のためになっているのかという点では、私はなっていると思っております。

それと、彼杵の荘の株券あたりのことも出ております。これも確かに長い目で見ると、町に対して損と言いますか、欠損と言いますか、出てくるのかと思いますけど、今回の28年度だけで関して言わせれば、監査委員さんのご意見の中でもこういうことがありますけど、総体的には町のためにはなっているということで結ばれておりますので、私は認定ということで、賛成ということで意見といたします。

○議長（後城一雄君）

次に、原案に反対者の意見を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 57 号の討論を終わります。

次に議案第 58 号から議案第 65 号について、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで議案第 58 号から議案第 65 号の討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不認定です。したがって、原案について採決を行います。

お諮りします。議案第 57 号平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立少数です。

したがって、議案第 57 号平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、不認定とされました。

次に、議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 58 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 58 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 59 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 59 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 60 号平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 60 号平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 61 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 61 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員の報告は認定です。

お諮りします。議案第 62 号平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 62 号平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 63 号平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 63 号平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

お諮りします。議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第 65 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（後城一雄君）

起立多数です。

したがって、議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 13 陳情第 3 号 東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書

○議長（後城一雄君）

日程第 13、陳情第 3 号東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

陳情第 3 号 東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書

2 審査年月日

平成 29 年 9 月 14 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、委員会を開催しました。

毎年、東彼商工会東彼杵支所主催で開催されている本町花火大会においては、近年、開催に係る費用の調達源、事業に携わる人的資源等に大変苦慮されています。

現行は、町補助金と町内各企業からの協賛金がすべての財源になっていますが、川棚町、波佐見町と同様に、花火大会開催の財源の一部を町内各世帯、各自治会の協賛金として徴収するための陳情です。

慎重に審査した結果、全委員一致採択すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

陳情の趣旨はわかりますが、この審査をされる時に、そういった先ほど委員長からも報告がありましたように、決算書とか、不足部分についての詳細なものについては調査をされたのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

吉永総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

浪瀬議員の質問にお答えします。その件は一切そういう調査は行っておりません。商工会の決算書なんかは、花火大会の決算書を調べるといことでしょうか。そういうことは行いませんでした。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

大体、様子としてはわかるわけですが、やはりそういったものをもう少し詳しく調査とか、されて。以前、吉永議員が付属しておられた商工会との意見交換会の中で、そういったことを陳情をされたということを話を聞いておりますが、もう少しできなかったのかなというのは正直なところではあります。趣旨はわかります。

○議長（後城一雄君）

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

浪瀬議員のおっしゃるとおり、本来ならば陳情、請願というのは、いろいろな人の参考意見を聞かなければいけないんですけども、幸いなことにオブザーバーとして後城議長がおられて、商工会の役員もされておりますので、後城議長からこの花火大会に関する詳しい説明を受けて、こういうふうにご決定をしたという経緯がございます。

○議長（後城一雄君）

他にありますか。質疑なしと認めます。

次に、これから陳情第3号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで陳情第3号の討論を終わります。

これから、陳情第3号東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書は、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第14 議案第68号 「非核平和の町」宣言について

○議長（後城一雄君）

日程第14、議案第68号「非核平和の町」宣言についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（後城一雄君）

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第68号「非核平和の町」宣言についてでございます。

提案の理由でございますけれども、核兵器廃絶と恒久平和の実現は人類共通の願いであり、その意思を表明することは平和活動を推進する取組みのひとつでございます。

当町では、非核平和町の宣言が昭和60年3月25日に町議会の方で決議をされて32年が経過をしております。当時の決議を尊重しながらも、時代の趨勢に相応した町としての意思表示が必要と考え、改めて非核平和の町宣言を行い、その姿勢を後世に繋ぐためでございます。

前回の昭和60年3月25日の決議書でございますけれども、これは米ソ超大国による核軍拡競争を拡大されという文章でございますので、この辺を修正をしながら新たに補強いたしております。幸いに、9月20日に核兵器廃止の条約の署名式が行われましたので、ちょうど時期的には一番良いのかなと思っております。そしてまた、9月13日付けで、日本非核宣言自治体協議会にも加入をいたしまして、田上長崎市長が会長でございますけれども、お礼の感謝状も届いております。現在1788の全国自治体がございますけれども、その内1619団体が、90.5%が宣言をいたしております。この加盟は少なくございますけれども、宣言がほとんどでございます。特に長崎県は、佐世保市と東彼3町と小値賀町が宣言をいたしておりませんので、先駆けて宣言をするということでございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 68 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号「非核平和の町」宣言については、原案のとおり採択されました。

日程第 15 議案第 69 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 15、議案第 69 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 69 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 104 万 7000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 2779 万 4000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、今回の補正予算は、歳出におきましては、農林水産業費に第 71 回全国お茶まつり長崎大会・全国茶品評会、蒸し製玉緑茶部門でそのぎ茶が産地賞、個人では農林水産大臣賞を獲得されたことによりまして、大会に係る経費として 104 万 7000 円を追加計上いたしております。

財源といたしましては、普通交付税 104 万 7000 円を計上いたしております。

詳細につきましては、財政管財課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして議案第 69 号、補正第 3 号について説明を加えます。

それでは6ページをお願いいたします。3歳出、6款1項3目農業振興費11節需用費、消耗品費追加は、産地視察の際、会場等に立てるのぼりの購入費として11万9000円の追加。印刷製本費追加は、産地視察の際のチラシ作成費として16万2000円の追加。

12節役務費、宣伝広告料追加は、新聞紙面に大会受賞記念広告を掲載するための費用として60万円の追加。運転業務手数料3万1000円及び14節、車借上料13万5000円の追加は、産地視察の際のマイクロバス運行費として。

戻っていただいて5ページをお願いします。2歳入、11款1項1目地方交付税は、今回補正財源とするため、普通交付税を104万7000円追加いたしております。以上説明を終わりますが、ただいま説明しました以外の部分は金額の積み上げですので、説明を省略いたします。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これから、質疑を行います。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

6ページをお願いします。今、財政管財課長が農業振興費の説明をされたわけですが、今後受賞したわけでごさいます、一部に聞くところによりますと、一部祝賀会なんかを行うという話を聞いております。そういった関連の費用は、ここには一部入っているのか入っていないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

祝賀会経費は一切入っておりません。

○議長（後城一雄君）

2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

それでは祝賀会などは計画をされていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、当面、大会受賞に伴った大会経費だけ計上させていただいております。今、詰めておりました、いろんな情報発信につきましては、これから予算を積み上げておりますので、臨時議会とか、間に合えば12月定例会ですけども、早急に臨時議会をお願いしようかと考えております。もちろん看板とか、いろんな中央での販売とか、いわゆる情報発信につきましては、今職員から、あるいは生産者あたりから、また、先般の長崎県議会でも農林部長が答弁しておりましたけれども、県も一体的にやりたいということで、そういうすり合わせあたりを検討しながら、町と調整をしながら、祝賀会を含んだところでやりたいなと考えております。

それとそご茶振興協議会の30周年の予算をいただいております。6月補正でたぶん60万円かいくらかいただいていると思いますので、ここの祝賀会の調整あたりをできれば、同じ経費でできないかなと思っております。もちろんお出でいただくメンバーが相当増えますので、簡単にいき

ませんので、この辺の精査を行いながら今後補正予算あたりでお願いをしようと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

提案の理由に、大会に係る、この71回の品評会、お茶まつり長崎大会ということをされるんですよね。長崎県の大会ということでアピールされると思います。おそらくこの大会は当町でやられると思いますが、それぞれのぼり、チラシ、そして新聞広告等の広報費等を含めまして104万7000円という補正が上がっております。前回も申し上げましたとおり、この受賞記念に、今何をすべきかという第一歩と捉えております。今回補正されました104万円に併せて、実はもう少し踏み込んだ次の展開のところまで、私は補正が計上されてくるのではないかなと期待を実はしていたところでございますが、残念ながら今回は計上されておられません。早急に今後検討されて、この東彼杵町の受賞を機とした東彼杵町をアピールするビジネスチャンス逃すことなく、2段3段という形で次の手を打っていただき、このチャンスというのは、この受賞というのも食べ物と一緒に賞味期限があります。約1年以内にいろんなことを広報してやらないと、この受賞というのが、ちょっと時間が過ぎてしまいますと忘れ去られてしまいます。是非、2段3段の補正を組んで、このお茶の町というPRをしっかりとやっていただきたいと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本来、71回全国お茶まつり長崎大会というのが、11月11日、12日佐世保市で開催されます。その辺が過ぎないと実際受賞したことになりません。今、審査会や入札会の報道があっております。この辺も踏まえて、今、議員がおっしゃったようなどという情報発信ができるのか。その辺を積み上げながら、多額のお世話になるかと思えますけれど、是非お願いしたいと考えております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第69号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 16、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 17 議員派遣の件

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定によって、お手元に配付しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。
平成 29 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前 10 時 50 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 立山 裕次